

10-(1)	原子力災害対応時の貨物輸入に対する特例適用などの規制緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	・輸入貿易管理令
要望の具体的内容	原子力災害の防止又は復旧のための使用を目的として輸入される貨物については、通関等手続きの緩和、役務取引についての許可の緩和措置をお願いしたい。
規制の現状と要望理由	<p>輸入公表二の二に掲げられる武器関連の貨物(以下「武器関連貨物」)を輸入する場合、外為法第52条に基づき経済産業大臣の事前承認を受けなければならないが、当該承認の申請者は「国から輸入の委託を受けた者」又は「武器等製造法に基づく許可を受けた者」といった一定の資格(以下「輸入承認申請資格」)を有していることが求められる。</p> <p>今般、東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所において原子力災害(以下「本件災害」)が発生したことから、可及的速やかにその拡大防止、収束及び復旧を図るべく、本件災害現場での苛酷な状況に堪えうる外国製資機材の輸入及び国内使用を検討した。当該資機材には武器関連貨物に該当する物も多く含まれるが、一方で本件災害対応に関わる国内企業が輸入承認申請資格を有していることは稀であり、上述が本件災害対応を目的とした武器関連貨物の輸入において改善が必要な規制となっている。</p> <p>現在、本件災害対応を目的とした武器関連貨物の輸入については、経済産業省にて緊急性を認識のうえ特別に運用いただいているが、本件災害の完全復旧までには長期間が想定されるため、こうした特別運用を長期間継続することは規制のあり方として改善が必要と考える。従って、原子力災害の防止、または復旧のための使用を目的として輸入される貨物については輸入承認を一定の条件の下、緩和していただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

10-(2)	原子力災害対応時の外為法資本取引に関する規制緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国為替及び外国貿易法</li> <li>・対内直接投資等に関する命令</li> </ul>
要望の具体的内容	<p>外国事業者からの原子力関連事業の投資については事前通知と不作為期間が定められているが、原子力災害対応を主に設立される特定目的会社については事後報告とするなどの規制緩和をお願いしたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>外国事業者からの原子力関連事業の投資について、事前通知と不作為期間が定められているが、原子力災害対応を主目的とする新設会社については、早急に進める必要があるが、不作為期間があると災害復旧に迅速に対応できないため、事後報告とするなどの緩和をお願いした</p>
制度の所管官庁及び担当課	財務省、経済産業省

10-(3)	輸入単板(合板用原料)に対する関税率減免
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	関税定率法
要望の具体的内容	現在輸入単板に対しては賦課されている輸入関税5%の減免(無税化)措置を要望します。
規制の現状と要望理由	<p>現在、国内合板メーカーは国産原木を主力原料として通常住宅用途に加えて復興資材として合板を生産・供給しているが、東北地区の複数合板メーカーの被災により生産能力が大きく毀損し供給不足が問題となっている。単板は合板の中間原料で乾燥された単板であり国内メーカーが使用する国産材と複合して接着することで合板製造が可能であり、国内メーカーの増産に寄与する非常に有効なアイテム。一方で入荷が増加しない要因としては合板完製品に対する6%の輸入関税に比べて単板に対する5%の輸入関税が相対的に割高であることがあげられる。因みに合板原料の輸入原木は無税。国内合板メーカー(ひいては主力原料である国産原木)にとり輸入合板は競合品となるが、国内生産の増量に寄与する輸入単板は本件の趣旨に合致していると判断します。</p>
制度の所管官庁及び担当課	財務省関税局関税課